

用語解説

用語解説

本文中に「*」で示した用語について解説しています。

ページ	用語	解説
2	生物の多様性に関する条約 (生物多様性条約)	人類の生存を支え、さまざまな恵みをもたらす生物多様性に対し、世界全体でその保全などを目指す国際条約。本条約は、生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ平衡な配分を目的とする。2016年(平成28年)12月現在、194か国、欧州連合(EU)及びパレスチナが締結。
5	ミレニアム生態系評価	国連の主唱により2001年(平成13年)から2005年(平成17年)にかけて行われた、地球規模での生物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用に関する科学的な総合評価の取組。生物多様性は生態系が提供する生態系サービスの基盤であり、生態系サービスの豊かさが人間の福利に大きな関係のあることが分かりやすく示された。ミレニアム生態系評価の報告書では、生態系サービスを4つの機能に分類し、生物多様性の意義について紹介している。
9	生物多様性国家戦略	生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。1995年(平成7年)に最初の生物多様性国家戦略を策定し、これまでに4度の見直しを行っている。最新の計画は、2010年(平成22年)10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された愛知目標の達成に向けた日本のロードマップを示すとともに、2011年(平成23年)3月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示した「生物多様性国家戦略2012-2020」(2012年(平成24年)9月閣議決定)である。
11	SDGs(エスディージーズ) (持続可能な開発目標)	2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年(平成28年)~2030年(平成42年)の15年間で達成するために掲げた持続可能な世界を実現するための目標。気候変動やエネルギー、健康や雇用といった先進国でも深刻化している課題なども取り上げており、先進国も含めてすべての国を対象としていることが特徴の1つ。政府のみならず、産業界や市民社会など、地球上のすべての人を対象とした共通目標という位置づけにある。SDGs(持続可能な開発目標)への取り組みや成果は、ESG投資の評価軸としても活用されるようになりつつある。
12	ESG(イーエスジー)投資	環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)の頭文字を並べた言葉で、企業の業績

だけではなく、環境や人権などの問題にどれだけ取り組んでいるかを考慮する投資のこと。

財務諸表では分からない二酸化炭素排出量抑制や従業員の労務管理、社外取締役の独立性などへの取組姿勢も投資の判断材料とするもの。各分野への対応が、結果的に企業の長期的な成長や持続可能な社会の実現につながるという考え方に基づき、企業の投資価値を計る新たな評価基準として注目を集めている。

国際的には、国連責任投資原則(PRI※)への著名機関の増加、EU(欧州連合)指令や持続可能な証券取引所イニシアティブ(SSEI)におけるESG情報開示の義務化などの動きを経て、ESG投資額は2014年(平成26年)初に2012年(平成24年)比116.6%と急激に拡大している。

日本では、「年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)」が2015年(平成27年)に国連PRIに著名したことから投資家の注目が一気に高まった。また、2017年(平成29年)7月にはGPIFがESG指数に連動した日本株の運用を1兆円規模で開始することが公表された。

※PRI:(Principles for Responsible Investment:責任投資原則)とは、国連事務総長の呼びかけによって作成された自主的な投資原則のこと。機関投資家の意思決定プロセスに、環境上の問題、社会問題及び企業統治上の問題等の課題を組み込むこと等が挙げられている。

13 ISO14001(アイエスオーワンよんせんいち)
国際標準化機構(ISO)によって制定された「環境マネジメントに関する国際規格」のこと。この規格では、組織が環境への負荷を継続的に改善していくためのシステムについて、必要な事項を定めている。ISO14001の基本的な構造は、PDCAサイクルと呼ばれ、(1)方針・計画(Plan)、(2)実施(Do)、(3)点検(Check)、(4)是正・見直し(Act)というプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していくこうというものである。また、方針の策定などに最高経営層の責任ある関与を求め、トップダウン型の管理を想定していることも、この規格の特徴といえる。

14 名古屋議定書
遺伝資源の取得の機会(Access)とその利用から生ずる利益の公正かつ平衡な配分(Benefit-Sharing)は、生物多様性の重要課題の一つで、Access and Benefit-Sharingの頭文字をとってABSと呼ばれている。「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ平衡な配分」は生物多様性条約の3つ目の目的に位置づけられ、条約第15条において遺伝資源の取得の機会に関して規

	<p>定されている。</p> <p>名古屋議定書（正式名称：生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書）は、ABS の着実な実施を確保するための手続きを定める国際文書として、2010 年（平成 22 年）10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会合（COP10）において採択された。</p> <p>日本は、2011 年（平成 23 年）5 月に名古屋議定書に署名して以降、日本の遺伝資源の利用実態及び他国の措置内容を踏まえて国内措置について検討してきた。この結果、2017 年（平成 29 年）1 月に政府において「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（以下、「ABS 指針」という。）」の案を取りまとめた。その後、2017 年（平成 29 年）5 月 10 日に第 193 通常国会において名古屋議定書の締結について承認されたことを受け、ABS 指針を公布するとともに、5 月 22 日に受諾書の寄託を行って議定書を締結した。名古屋議定書は、受諾書の寄託から 90 日後となる 2017 年（平成 29 年）8 月 20 日に、日本について効力を生じた。</p>
16	<p>生物多様性地域戦略</p> <p>生物多様性基本法（2008 年（平成 20 年）法律第 58 号）に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。生物多様性基本法において生物多様性地域戦略は、地方公共団体の策定が努力義務とされている。</p> <p>＜生物多様性基本法より＞ (生物多様性地域戦略の策定等)</p> <p>第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 生物多様性地域戦略の対象とする区域 二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標 三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講すべき施策 四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3 都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略を策定したとき</p>

		<p>は、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に当該生物多様性地域戦略の写しを送付しなければならない。</p> <p>4 前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更について準用する。</p>
18	ビオトープ	生物を意味する bio と場所を意味する tope を合成したドイツ語。特定の生物群集が存在できる条件を備えた地理的な最小単位を意味する。日本では、都市域に残存する野生生物の生息・生育空間を特に指す用語として用いられることが多い。
19	マルチパートナーシップ	目的や課題の共有のもとに、同一の方向性をもって市民、地域団体、NPO 法人、大学、企業等の多様な主体が、役割を分かちあいながらまちづくりを進めていく協力関係をいう。
64	CSR（シーエスアール）（企業の社会的責任）	Corporate Social Responsibility の略。「企業の社会的責任」と訳される。事業活動を行うだけでなく、人権やコンプライアンスの遵守、環境問題への配慮、地域社会との共存・貢献といった企業が果たすべき社会的責任を意味する用語で、企業が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくための活動を指す。